大府市長
　　岡村　秀人　様

大府市議会 建設消防委員会
委員長　　大西　勝彦

政策提言書

「空き家対策」の推進に向けて

平成２９年２月
大府市議会 建設消防委員会

１．はじめに

大府市議会では議会活性化の一環として、平成２５年度から委員会活動の充実のため委員会ごとに「年間テーマ」を決め、調査研究を行っている。

当委員会では、今年度の年間テーマとして「空き地・空き家・空き店舗の対策について」を取り上げ、調査研究を進めてきた。

今年度、最初に行った市内の空き家の現地調査において、大府駅前地区に存在する空き家の現状を目の当たりにし、委員全員が大きなショックを受けた。まずこの現状を何とかしなくてはならないという思いから、年間テーマの中でも「空き家対策について」を先行して取り上げ、今回の政策提言に至った。

以下に、その経緯を掲載し、市長に対して政策提言を行う。

２．経　緯

まず、昨年７月に大府自治区役員の案内で、大府駅前地区の空き家の現状を現地調査し、その後自治区役員と情報交換を行った。大府市は、人口が増加している全国でも珍しい自治体ではあるが、駅前という大府市の中心市街地に、朽ち果てた空き家が点在することを現地で確認した。自治区役員からは、自治区でやれることの限界と行政による支援の必要性の声を聞かせていただいた。

大府駅前地区の現状調査

大府自治区役員との情報交換

さらに、同７月に、「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「特措法」という。）」の内容と市内の空き家の現状について、建設部建築住宅課による勉強会と情報交換会を実施した。全国の空き家問題を抱える４０１の地方自治体が、その解決のために空き家条例を制定し、その後、国会で議員立法により特措法が成立、平成２７年５月に完全施行された。行政と地域が情報を共有しなければならないことや、大府市全体の空き家率が多いか少ないかという問題ではなく、今、目の前にある問題を解決していかなければならないことを委員全員で確認した。

８月には、県内視察を実施した。空き家対策についての先進市である愛知県半田市と犬山市を訪問し、空き家条例と空き家対策計画の必要性について調査し、施策の有効性、実態調査の必要性、相談窓口の充実などを確認できた。また、空き家対策には、耐震性・防犯など安全安心からの視点と、まちづくりからの視点も合わせて必要であることも委員間で議論された。

愛知県半田市の調査

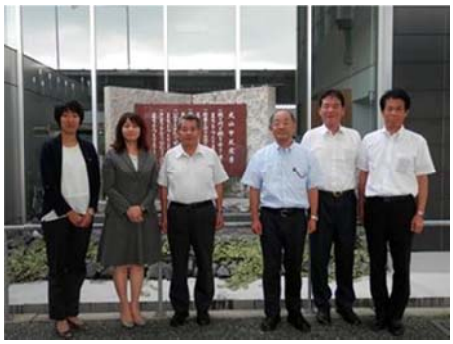

愛知県犬山市の調査

９月に、環境という側面から、「大府市あき地の環境保全に関する条例」と「『健康都市おおぶ』みんなで美しいまちをつくる条例」に基づく雑草・樹木除去指導状況について、市民協働部環境課による勉強会と情報交換会を実施した。土地所有者に対する市役所からのアプローチの仕方の問題や、景観を守り、まちの価値を下げないためにも行政の対応が必要であることを確認した。

さらに、１１月には先進地視察として、埼玉県所沢市・八潮市、東京都の空き家対策について調査研究を実施した。なお、所沢市へは建設部建築住宅課の職員も同行し、調査研究に加わってもらった。

所沢市と八潮市は、両市とも現在は特に空き家が多いという状況にはなく、それぞれ条例が特措法を補完する形で機能している。また、庁内の連携や相談窓口の一本化の必要性についても確認することができた。

東京都においては、区市町村に老朽空き家除去の補助制度を実施している。この取組は愛知県では実施されていない。

埼玉県所沢市の調査

埼玉県八潮市の調査

以上、当委員会では、延べ２４時間を超える調査研究と委員間での討議を行ってきた。

その結果、大府市においても、「今、ここにある危機」への対応と、「将来、ここに来る危機」への対応の観点から、空き家対策の更なる推進が必要であるとの結論に至った。

そこで、当委員会として、次の内容を市長に対して政策提言する。

３．政 策 提 言

大府市においては、早急に対応するものと、将来的に対応するものとを峻別して、空き家対策を強力に推し進めるべきである。

以下に、空き家対策に織り込む内容のポイントを列記する。

（１）安全安心からの視点と、まちづくりからの視点を持って、空き家対策を進めること

★ 現行の制度、条例、法を総動員して、できるものからすぐに対応していくこと

① 庁内関係部署の横の連携を強化すること

② 相談窓口の一本化を図ること

・各種相談に対応できる体制を整備する。

・市民が市役所内のどの部署へ相談に行っても適切に対応できるようにしておく。

③ 自治区など地域組織と協力して実態調査を実施すること

・地域の声をよく聴きながら実態調査を実施する。

④ 特措法に基づく「空家等対策計画」を策定すること（平成２９年度中に）

⑤ 特措法に基づき、計画策定のための「協議会」を設置すること（平成２９年度早期に）

⑥ 特措法に規定されていない事案に対しても、危険排除対応として、応急措置・緊急安全措置ができるようにすること

⑦ 対策推進の実効性を担保するため、必要であれば条例制定を検討すること

⑧ 空き家所有者に対しての支援策を検討すること

（例）

・除去費用の補助等

・対応策の情報提供

⑨ 空き家にならないための予防策に取り組むこと

（例）

・高齢者世帯に対して、民生委員と協力して、事前に情報を提供する。

⑩ 所有者に対して、管理されない空き家にならないよう、意識喚起をすること

（例）

・転出届出時に、持ち家の管理に関する情報を提供する。

（２）空き家対策を進めるに当たって、特に留意すること

★ 空き家の管理は基本的には所有者の責任であるが、行政はもう一歩前に出て支援すること　（解決の糸口を提示すること）

① 市職員は当事者と直接会って話し合いを進めること

② 愛知県に対して、技術的助言など積極的な支援を要請すること

③ 必要に応じて、人的、予算的措置を行うこと

以上、大府市議会建設消防委員会の政策提言とする。

建設消防委員会委員名簿

（平成２８年5月１１日～）

職　　名	氏　　名	所　属　会　派
委 員 長	大　西　勝　彦	市民クラブ
副委員長	鷹　羽　登久子	無所属クラブ
委　　員	小　山　昌　子	市民クラブ
委　　員	加　古　　守	自民クラブ
委　　員	山　本　正　和	自民クラブ
委　　員	深　谷　直　史	自民クラブ

（備考）正副委員長のほかは、議席番号順